

平成27年11月16日

答申第631号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の答申第183号において、平成23、24年度の職員募集の応募者数はNHK情報公開規程第8条1項1号に該当すると判断されているが、平成14～17年度に応募者数は経営委員会に報告されており、不開示情報には該当しないはずだ」として、「NHKがNHK情報公開・個人情報保護審議委員会に対して誤った理由を報告するに至った経緯」の開示の求めがあった。

NHKは、誤った理由を報告していないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

なお、平成14～22年度に応募者数については、執行部が経営委員会に報告したこともあったが、23年度以降は採用活動における競争が激しくなったこともあり、公表していない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日（第228回審議委員会）

第645号諮問、審議、答申